

令和５年度ダイオキシン類測定結果表

施設名	試料名	測定（採取）箇所	試料採取日 又は測定日	測定結果	基準値	単 位
南部桧山清掃センター	排ガス	ごみ焼却施設 1 号炉	令和5年12月8日	0.3	10	ng-TEQ/m³N
		ごみ焼却施設 2 号炉	令和5年12月1日	0.42		
		動物炉	令和5年12月7日	0.34		
	ばいじん	焼却灰	令和5年11月30日	0.45	3	
		1 号炉集塵灰		3.2		
		2 号炉集塵灰		2.9		
		動物炉焼却灰	令和5年12月8日	0.00008		
南部桧山衛生処理組合 最終処分地施設	放流水	施設内	令和5年11月29日	0.021	10	pg-TEQ/L
	地下水	上流		0.062	1	
		下流		0.064		

※集塵灰について、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の内の附則第二条３項に記載があります。

南部桧山清掃センターは平成８年に設置され、セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう適正に処理しているため基準値の適用にはなりません。